

内閣総理大臣杯
第 56 回日本社会人ゴルフ選手権
＜関東予選マンドレーターナメント 神奈川会場＞

開催日：令和 7 年 5 月 15 日（木）
会 場：厚木国際カントリー倶楽部・東コース
主 催：スポーツニッポン新聞社

本競技においては日本ゴルフ協会発行のゴルフ規則とこのローカルルールと競技の条件を適用する。
本書に記載の無い事項や追加変更がある場合は競技規定やプレーヤーへの通知文書、または競技会場での掲示物に記載されるので必ず参照すること。
ゴルフ規則によって別に定められている場合や本書に罰が記載されている場合を除き、このローカルルールと競技の条件の違反の罰は、「一般の罰（2 罰打）」となる。

【ローカルルール】

1. アウトオブバウンズ（規則 18.2）
 - (a) アウトオブバウンズは白杭のコース側を地表レベルで結んだ線によって定められる。
 - (b) ホール間の白杭を結ぶ線を越えて、現にプレーしているホール以外のコースに止まった球は、アウトオブバウンズの球とする。
2. 異常なコース状態（動かさない障害物を含む）（規則 16）
 - (a) 修理地
 - (1) 青杭又は白線で囲まれた区域。
プレーヤーの球が修理地内にある場合や、その区域がプレーヤーの意図するスタンス区域や意図するスイング区域の障害となる場合、そのプレーヤーは規則 16.1 に基づく救済を受けなければならない。
 - (2) グリーンの前後を含み、フェアウェイの芝の長さかそれ以下の区域にあるヤードージマーキングペイント（スタンスへの障害は除く）。
 - (b) 動かさない障害物
 - (1) 排水溝
 - (2) 複数の動かさない障害物が接している場合、それらはひとつの動かさない障害物として扱われる。
 - (3) 動かさない障害物と白線でつながれている区域は、その動かさない障害物の一部として扱われる。
3. プレー禁止区域

電磁誘導カート用の 2 本のレール(白線でつながれている区域を含む)は、全幅をもってプレー禁止区域であり、異常なコース状態として扱われる。規則 16.1f に基づき、そのプレー禁止区域による障害からの罰なしの救済を受けなければならない。ただし、スタンスにだけ障害となる場合は、そのままプレーすることもできる。
4. ダブルグリーン

イン 4 番とイン 6 番ホールのためのグリーンは紐によって分割される 2 つの別々のグリーンとみなされる。プレーしているホールのためではないグリーンによる障害がある場合、規則 13.1f に基づく罰なしの救済を受けなければならない。
5. ドロップゾーン

イン 3 番ホールで緑杭で囲まれた区域に球がある場合、プレーヤーは元の球か別の球をドロップゾーンにドロップすることによって罰なしの救済を受けなければならない。このドロップゾーンは規則 14.3 に基づく救済エリアである。
6. 保護フェンス

保護フェンスに球が近接しているためにスタンスや、意図するスイングの区域の妨げになる場合、規則 16.1 により処置するときは、その障害物の中や下や上を通さずに救済のニヤレストポイントを決めなければならない。
7. 不可分な物

以下の物は不可分な物であり、無罰の救済は認められない。
ペナルティーエリア内にある人工の壁や杭でできた構造物。
8. ウエストエリア

アウト 5 番ホールの左側の砂地は、ウエストエリアである。ウエストエリアでは、クラブをソールしてプレーすることができるが、地面が荒れていても修理地の救済は受けられない。
9. クラブと球の規格
 - (a) ストロークを行うために使うドライバーは R&A が発行する最新の適合ドライバーヘッドリストに掲載されているクラブヘッド(モデルとロフトで識別される)を持つものでなければならない。
 - (b) ストロークを行うときに使用する球は R&A が発行する最新の適合球リストに掲載されていなければならない。
このローカルルールの違反に対する罰：失格

10. ゴルフシューズ

ローカルルールひな型 G-7 を適用する。

11. プレーの中断と再開(規則 5.7)

(a) 即時中断(落雷等、切迫した危険がある場合)

委員会がプレーの即時中断を宣言した場合、すべてのプレーヤーは直ちにプレーを止めなければならない。委員会がプレーを再開するまでは別のストロークを行ってはならない。

このローカルルールの違反に対する罰：失格

即時中断中は、委員会がオープンと宣言するまで、すべての練習施設はクローズとなる。クローズとなった練習施設で練習しているプレーヤーは練習を止めるように要請される。その要請に従わなかった場合、失格とすることがある。

(b) 通常の中断(日没やコースがプレー不能)

規則 5.7b、c、d に従って処置すること。

(c) プレーの中断と再開の合図

即時中断 : 1 回の長いサイレン

通常の中断 : 3 回の短いサイレン

プレーの再開 : 2 回の短いサイレン

12. 練習(規則 5.2)

ホールとホールの間、プレーヤーは次のことをしてはならない。

終了したばかりのグリーンやその近くで練習ストロークを行う。または、終了したばかりのグリーンの表面をこすったり、球を転がすことによってグリーン面をテストする。

13. キャディー

プレーヤーはラウンド中に委員会によって指定された者以外をキャディーとして使ってはならない。

このローカルルールの違反に対する罰：違反があった各ホールに対して一般の罰を受ける。違反がホールとホールの間で起きたり、ホールとホールの間まで続く場合、プレーヤーは次のホールで一般の罰を受ける。

【競技の条件】

1. 参加資格

プレーヤーは競技規定に定められた参加資格を満たさなければならない。

2. 競技委員会の裁定

競技委員会は競技の条件を修正する権限を有し、すべての事柄について、この委員会の裁定にて最終である。

3. スコアカードの提出

スコアリングエリア方式を採用する(プレーヤーの両足がエリアから出た時点をもって提出されたものとみなす)。

4. 競技終了時点

競技は競技委員会により最終成績発表がなされた時点をもって終了となる。

5. ティーマーカー

本競技のティーマーカーはコンペティションマークとする。

◇内閣総理大臣杯 第56回日本社会人ゴルフ選手権関東予選マンデー大会 神奈川会場 ヤーテージ◇

【厚木国際カントリー倶楽部・東コース】

Holes	1	2	3	4	5	6	7	8	9	東Out	1	2	3	4	5	6	7	8	9	東In	Total
Yards	367	393	405	387	157	330	188	501	371	3,099	392	525	165	372	383	365	189	377	460	3,228	6,327
Par	4	4	4	4	3	4	3	5	4	35	4	5	3	4	4	4	3	4	5	36	71

※コース状況により、変更になる場合がある。

【注意事項】

1. 大会受付は 7 時 00 分より開始する。
2. 競技の条件やローカルルールに追加変更のあるときは、クラブハウス内掲示板とスターターズテント内に掲示して告知する。
3. スタート時刻 40 分前にはクラブハウス内で大会受付とコースフロント受付を済ませ、スタート時刻 10 分前には必ずティーイングエリア周辺で待機すること。但し、欠場者が出た場合は組み合わせを変更する場合がある。
4. プレーの進行に留意し、前の組との間隔をあげないように注意すること。不当な遅延、スロープレーについては、規則 5.6a により罰せられることがある。
5. 本競技では特設ティーは適用しない。
6. グリーンに著しく損傷を与えるシューズは使用禁止とすることがある。
7. 競技委員会は競技中を含めいつでも、出場にふさわしくないと判断したプレーヤーの参加資格を取り消すことができる。
8. 競技委員会は規則 1.2 に基づき、すべての競技関係者、ギャラリーへの暴言等を含めエチケットの重大な違反があったプレーヤーに対して「行動規範」（大会公式 HP 参照）に基づき罰を課することができる。
9. 失格など競技委員会の決定について、抗議、その他のクレームは一切認めない。
10. 練習は指定練習場で行うこと。打球練習場は備え付けの球を使用し、1 人 1 コイン（ネット練習場 24 球／総合練習場 20 球）を限度とする。
※総合練習場へはカートでの移動となります。往復 10 分程時間がかかりますのでご注意ください。
11. プレー中は携帯電話の使用を禁止する。
12. 指定練習日および大会当日の服装およびエチケット・マナーに留意すること（ジーンズ、スウェット、T シャツ、サンダル、ハイヒールなど禁止）。
13. ギャラリーの立ち入りは禁止する。
14. **関東予選進出者は上位 16 位タイの選手までとする。通過者は後日インターネットにて予選大会にエントリーすること。**（予選希望会場は先着順）
15. 病気、事故等で参加を取り止める場合は必ず大会事務局に連絡すること。但し、この場合でも参加費の払い戻しはしない。大会前：スポニチ（TEL:03-3820-0651）、競技当日：コース（TEL: 046-241-1311）

- | |
|--|
| 16. <u>球がグリーン上にある場合、グリーンリーディング資料(ヤーデージブック、カートナビ等)の制限に違反した資料をプレーの線を読む支援として使用すると規則 4.3 の違反となる。</u> |
|--|

競技委員長